第 2 章 地下水の水質測定結果

第2章 地下水の水質測定結果

第1 測定の概要

1 測定期間

令和2年7月~令和3年3月

2 測定機関

埼玉県、政令市(さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、 草加市、越谷市)及び事務移譲市(狭山市、上尾市、久喜市)

3 調査の種類及び測定地点数

(1) 概況調査

県内の地下水質の概況を把握するための調査で、山岳部を除いた県全域を経緯度 法により概ね2km四方の区画で区分し、全ての区画を8年で一巡(1区画1地点) する頻度で実施している。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等によって新たに地下水汚染が判明した地域で実施する調査で、地下水 汚染の範囲の確認及び汚染原因の究明を目的として実施した。

(3)継続監視調査

過去の概況調査等により汚染が確認された地域において、地下水汚染の動態を監視するための調査を実施している。

調査の種類、測定機関別の地点数内訳を表 2-1 に示す。

耒	2-1	地下	水質	調杏	州占数

	合計	県	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	所沢市	春日部市	草加市	越谷市	狭山市	上尾市	久喜市
概況調査	87	58	6	3	5	2	2	2	1	2	2	1	3
汚染井戸周辺 地区調査	25	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
継続監視調査	175	124	9	12	2	3	16	3	0	0	5	1	0
合 計	287	207	15	15	7	5	18	5	1	2	7	2	3

備考 継続監視調査のうち、県6地点は年2回測定

4 測定項目、測定方法、測定回数、報告下限値及び地下水環境基準値

概況調査は、地下水環境基準項目(表 2-2)について年1回実施した。

汚染井戸周辺地区調査は、概況調査等により地下水汚染が認められた項目並び にその前駆物質及び分解生成物について実施した。

継続監視調査は、汚染井戸周辺地区調査により汚染が認められた項目並びにその前駆物質及び分解生成物について、原則として年1回、前年度と同時期に実施 した。

表2-2 測定の項目、方法、報告下限値及び地下水環境基準値

項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
カドミウム	日本産業規格(以下「規格」という。) K0102 の55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。) 付表8に掲げる方法によることができる。)	0. 0003	0.003以下
全シアン	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は 規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法	0. 1	検出されない こと
鉛	規格K0102の54に定める方法	0. 005	0.01以下
六価クロム	規格K0102の65.2に定める方法	0. 01	0.05以下
砒素	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	0. 005	0.01以下
総水銀	公共用水域告示付表1に掲げる方法	0. 0005	0.0005以下
アルキル水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	0. 0005	検出されない こと
РСВ	公共用水域告示付表3に掲げる方法	0. 0005	検出されない こと
ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0. 002	0.02以下
四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に 定める方法	0. 0002	0.002以下
クロロエチレン	平成9年3月環境庁告示第10号(地下水の水質汚 濁に係る環境基準について)付表に掲げる方法	0. 0002	0.002以下
1, 2-シ゛クロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004	0.004以下
1, 1-シ゛クロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002	0.1以下
1, 2-シ゛クロロエチレン	シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法、トランス体にあっては規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.004 0.002(シス体) 0.002(トランス体)	0.04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に 定める方法	0. 0005	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に 定める方法	0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に 定める方法	0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に 定める方法	0. 0005	0.01以下
1, 3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0. 0002	0.002以下
チウラム	公共用水域告示付表4に掲げる方法	0. 0006	0.006以下
シマジン	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0. 0003	0.003以下
チオベンカルブ	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0. 002	0.02以下
ベンゼン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0. 001	0.01以下
セレン	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	0. 002	0.01以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては規格 K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法 亜硝酸性窒素にあっては規格 K0102の43.1に定める方法	0.02 0.015 (硝酸性窒素) 0.005 (亜硝酸性窒素)	10以下
ふっ素	規格K0102の34.1又は34.1c) (注(6)第三文を 除く。) (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ	0. 08	0.8以下
ほう素	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	0. 02	1以下
	公共用水域告示付表7に掲げる方法	0. 005	0.05以下

備考 アルキル水銀は、春日部市及び越谷市を除いて総水銀が検出された場合に測定

第2 測定結果

1 概況調査

45 市町の87 地点について調査した結果は表2-3、2-4、2-5 のとおりである。

表 2-3 概況調査結果

項目	調査地点数	検出地点数	基準超過 地点数	基準適合率 (%)
鉛	87	9	0	100
砒素	87	9	2	98
四塩化炭素	87	1	0	99
1,1-ジクロロエチレン	87	2	0	100
1, 2-ジクロロエチレン	87	1	1	99
1,1,1-トリクロロエタン	87	2	0	100
トリクロロエチレン	87	3	1	99
テトラクロロエチレン	87	4	0	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	87	70	7	92
ふっ素	87	71	0	100
ほう素	87	52	0	100

備考 1 表中項目以外の項目は、全て報告下限値未満

2 「検出」とは、測定結果が報告下限値以上(地下水環境基準超過を含む)であることをいう(以下、第2章地下水の水質測定結果において同じ)

表 2-4 概況調査の環境基準超過地点

項目	地下水環境基準 超 過 地 点	濃度 (mg/L)	地下水環境 基準値(mg/L)
 	吉見町地頭方	0.025	0.01 以下
14. 杀	宮代町学園台	0.018	0.01 以下
1,2-ジクロロエチレン	東松山市幸町	0.048	0.04以下
トリクロロエチレン	東松山市幸町	0.054	0.01以下
	川越市砂	11	
	所沢市下安松	11	
┃ ┃ 硝酸性窒素及び	深谷市宿根	12	
田硝酸性窒素	深谷市高島	15	10 以下
型明版任至常	深谷市本郷	29	
	朝霞市上内間木	12	
	富士見市鶴馬	12	

.表2-5 概況調査の結果(市町村別の検出又は基準超過の状況)

: 基準超過地点

() :検出又は基準超過地点の割合(%)

		調査項目	金	八口	砒	素	四塩化	上炭素	1, 1-ジ	・ クロロエチ ン		゛クロロエチ ン	1, 1, 1- l エタン	トリクロロ	トリクロロ	コエチレン	テトラクロ		出 引酸性窒 亜硝酸 [*]				合(% 	
	区分	地点数	検出	超過	検出	超過	検出	超過	・ ・ 検出	ノ <u>超過</u> 超過	レ 検出	超過	横出	超過		超過	検出	超過	検出	超過	検出	超過	検出	超過
		(割合)	9(10)		9(10)	2(2)	1(1)		2(2)	0	1(1)	1(1)	2(2)	<u>0</u>	3(4)	1(1)	4(5)	<u></u> 0	70 (80)		71 (82)		52 (60)	0
	さいたま市	6	3(10)	0	2	2(2)	1(1)	U	2(2)	0	1(1)	1(1)	2(2)	U	1	1(1)	4(0)	0	5	1(0)	1		2	
	川口市	2																	1		2		2	
	鴻巣市	3																	2		2			
中央	上尾市	1																	1		1		1	
中央 地域	蕨 市 戸田市	0																						
	桶 川 市	0																						
	北本市	0																						
	伊 奈 町	0																						
	川越市	3																	3	1	2		3	
	所 沢 市 飯 能 市	2 4																	2 4	1	4			
	狭山市	2					1										1		2		2			
	入間市	2															2		2		2		2	
而如	朝霞市	1							1						1				1	1	1			
西部 地域	志木市	0																						
	和 光 市 新 座 市	0																	1		1			
	富士見市	1																	1	1	_			
	日高市	1																	1		1			
	ふじみ野市	0																	-					
	三 芳 町 東松山市	1	1						1		1	1	1		1	11			1		1			
	坂戸市	1	1						1			1	1		1	1	1		1		1			
	鶴ヶ島市	1																	1		1		1	
	毛呂山町	1																	1		1			
	越 生 町 一滑 川 町	0	1																1		1			
東松山 地域	嵐 山 町	2	1																2		2		1	
地域	小川町	2	1																2		2		2	
	川島町	1																	1		1		1	
	吉 見 町 <u></u> 鳩 山 町	1	1		1	1													1		1		1	
	ときがわ町	1																	1		1			
	東秩父村	0																						
	秩 父 市	3																	3		3		3	
秩父 地域	横瀬町 皆野町	0																						
地域	長瀞町	0																						
	小鹿野町	1	1																1		1		1	
	熊谷市	5											1						5		4		3	
	本 庄 市 深 谷 市	1 5	1																1 5	3	4		3	
北部 地域	<u> </u>	1	1																1	0	1		1	
地地	神川町	1																	1		1		1	
	上里町	0																						
	寄居町 草加市	2																	2		2		2	
	越谷市	2																	1		2	 	2	
越谷地域	八潮市	1	1																1		1		1	
地域	三郷市	0																			-			
	吉川市 松伏町	0																			2		2	
	行田市	2			1														1		2		2	
	加須市	5			1														1		4		4	
	春日部市	2			1														1		2		2	
中 442	羽 生 市 久 喜 市	3			2														2		2		3	
東部地域	進田市	2	1		۷														2		1		1	
	幸手市	2																			2		2	
	白岡市	0																						
	宮代町 杉戸町	0			1	1															1		1	
地下水環		(mg/L)	0.	01	0.	01	0.0	02	0.	1	0.	04	1		0.	01	0.	01	10	0	0.	8	1	 [
	・ノロイエー 旧	/p/ n/	<u> </u>	_		_	J. 0	_	<u> </u>	-	<u> </u>	-	1		•			-	<u> </u>		J.			

2 污染井戸周辺地区調査

概況調査により地下水環境基準を超過した地点等の周辺 25 地点について調査した。その結果は、表 2-6 のとおりである。 6 地点で地下水環境基準を超過した。

(1) 概況調査により新たに地下水汚染が判明したため実施したもの

ア砒素

当該井戸の周辺に砒素を使用する工場・事業所は存在せず原因不明であるが、 周辺地区の地層の性質を鑑みると自然由来の汚染と推定される。

イ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

当該井戸の周辺に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を使用する工場・事業所は存在せず原因不明である。考えられる原因として畑地における過剰な施肥、家畜排泄物の不適切な管理又は生活排水の不適切な管理などが挙げられるが、特定には至らなかった。

(2)継続監視調査の終了を判断するために実施したもの

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

継続監視を終了しようとする5地点の周辺9地点で調査した結果、1地点で地下水環境基準を超過した。また、1地点では当該調査で基準超過していなかったものの周辺の継続監視調査地点において地下水環境基準を超過した。

環境基準を超過するおそれがなくなった3地点で監視を終了し、2地点では調査を継続する。

表 2-6 污染井戸周辺地区調査結果

項目	調査地域	調 査 地点数	検出 地点数	基準超過 地点数	検出濃度範囲 (mg/L)
砒素	宮代町学園台	2	1	0	0.008
	深谷市宿根	3	3	0	1.2~10
	深谷市本郷	4	4	4	18~56
	朝霞市上内間木	3	3	0	0.03~8.4
似 献 州 空 丰 五 7 8	富士見市鶴馬	4	4	1	7.4~21
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	深谷市小前田※	1	1	0	6. 4
型明版任至系	日高市新堀※	2	2	0	$5.0 \sim 7.7$
	毛呂山町川角※	1	1	1	11
	宮代町西原※	1	1	0	5. 9
	本庄市若泉※	4	4	0	8.0~10

[※] 継続監視調査の終了を判断するために実施した調査

3 継続監視調査

砒素などの重金属類等、トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物並びに硝酸性 窒素及び亜硝酸性窒素を測定した結果は、表 2-7、2-8 のとおりである。 84 地点で地下水環境基準を超過した。

表 2-7 継続監視調査結果

項目	調 査 地点数	検 出地点数	基準超過 地点数	検出濃度範囲 (mg/L) ^{備考2}	地下水環境基準値 (mg/L)
六価クロム	2	2	1	0.005~0.43	0.05以下
砒素	19	19	17	0.002~0.12	0.01以下
ジクロロメタン	1	0	0	_	0.02以下
四塩化炭素	31	2	1	0.0013~0.011	0.002以下
クロロエチレン	42	2	2	0.0058~0.087	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	1	0	0	_	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	42	4	0	0.003~0.082	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	42	12	3	0.004~2.1	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	38	8	0	_	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	1	0	0	_	0.006以下
トリクロロエチレン	42	18	6	0.001~2	0.01以下
テトラクロロエチレン	41	25	12	0.0006~0.23	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	1	0	0	_	0.002以下
ベンゼン	1	0	0	_	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	104	104	44	4.6~89	10以下
ふっ素	2	1	1	6. 4	0.8以下
ほう素	4	4	3	0.04~37	1以下
1,4-ジオキサン	1	0	0	_	0.05以下
総計(延べ数)	175	161	84	_	_

備考 1 同一の井戸で複数の項目を測定している場合あり

- 2 年2回以上測定している地点は平均値により評価
- 3 総計は、いずれかの項目が検出又は基準超過した地点数

: 基準超過

単位:mg/L

																	· 左 字 但 是	-			+ mg/ L
地域	市町村名	地区名	井戸番号	六価クロム	砒素	ジクロロメ タン	四塩化炭	1,2-ジクロロ エタン	1,1-ジクロロ エチレン	1,2-ジクロロ エチレン	1,1,1-トリク ロロエタン		トリクロロエチレ ン	テトラクロロエチ レン	1,3-ジクロロ プロペン	ベンゼン	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	ふっ素	ほう素	クロロエチレン(別名塩化 ビニル又は 塩化ビニル モノマー)	1,4-ジオキ
		地下水環境基準値	<u> </u>	0.05以下	0.01以下	0.02以下	0.002以下	0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下	0.002以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下	0.002以下	0.05以下
		桜区下大久保	062408	0.000	0.024	0.023/1	0.0023	0.00 120 1	0.132.1	0.01921	1%1	0.0000	0.01921	0.01921	0.0023	0.017	10%1	0.000	12/1	0.0023	0.000
		桜区在家	072408		0.025																
		見沼区蓮沼	102607		0.020												13				 I
		西区佐知川	082310		0.028												10				
	さいたま市	岩槻区大口	112902		0.028																i
	C(1/5#11)				0.028												10				
		岩槻区鹿室	142804						0.004	0.005			0.004				13			(0 0000	
		岩槻区真福寺	112809		0.000				0.004	0.025			0.084							< 0.0002	
		岩槻区高曽根	102917		0.029								ļ								
		岩槻区南下新井															8.1				
1 1 1 1 1 5		戸塚	063003														12				
中央地域	川口市	本町	022907			<0.002	<0.0002	<0.0004	0.003	0.056	<0.0005	<0.0006	0.066	<0.0005	<0.0002	<0.001				<0.0002	<0.005
		東貝塚	043102														9.0				
	鴻巣市	箕田	191909														7.2				
		小谷	191807		0.06																
	上尾市	平塚	142402														18				
		川田谷	142108														34				
		倉田	152301														10				
	桶川市	上日出谷	152103				<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	<0.0005						<0.0002	1
		上日出谷	152118※				<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	0.0019						<0.0002	1
		上日出谷	152202※				<0.0002		<0.002	0.004	<0.0005		0.001	0.0042						<0.0002	I
	伊奈町	大針	152417														29			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	·
	12 234 - 3	牛子	082002														10				
		下松原	071933														11				
		今福	071800	1					<0.002	<0.004			<0.001	0.0047						<0.0002	 I
		今福	071939						₹0.002	₹0.004			₹0.001	0.0047			9.4			₹0.0002	
		下広谷	121700						<0.002	<0.004			<0.001	0.035			3.4			<0.0002	
				1					\0.002	\0.004			\0.001	0.035	-		10	<u> </u>	<u> </u>	\0.0002	ı
	川越市	砂新田	081903						/0.000	(0.004			/0.001	/0.000F			10			(0.0000	i
		小堤	111700						<0.002	<0.004			<0.001	<0.0005			0.0			<0.0002	
		上松原	061903														9.0				
		木野目	082020														12				
		寺尾	072004														10				
		東本宿	112103		0.012																
		諏訪町	072007														12				
		山口	021843														23				
		久米	011822						<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	0.13						<0.0002	
		城	022103														18				<u> </u>
		城	022111														7.5				1
西部地域		城	022118														11				
四部地域		城	022121														9.5				_
		城	022125														10				·
	==:0+	下富	041926														8.9				
	所沢市	下富	100037														12				1
		西所沢	021819						<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	0.11						<0.0002	
		坂之下	032131								.5.5550		,5.551				9.5			,5.5552	
		中富	031912						<0.002	<0.004	<0.0005		0.004	<0.0005			3.0			<0.0002	
		中富	031928						<0.002	<0.004	<0.0005		0.001	<0.0005						<0.0002	
		中富	041923						₹0.002	₹0.007	\0.0000		3.001	\0.0000			7		 	\0.0002	
			032013													<u> </u>	9.9				
		南永井	032013																		
				+			<0.0002		/0.000	/0.004	/0.000E		0.001	0.0008	-		11	-	-	<0.0002	
		川寺	051326				<u> </u>		<0.002	<0.004	<0.0005		0.001	0.0008	-		4.0			<u>√0.0002</u>	
		双柳	051328				(0.0000		/0.000	/0.00 t	/0.000=		/0.00 t	0.0045	-		4.9		-	/0.0000	
	飯能市	双柳	061317※				<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	0.0049					-	<0.0002	
		双柳	061318※				<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	<0.0005				-		<0.0002	
		下川崎	071404				6.5		A =					45.55			17			45.000	
		本町	061224				0.0013		<0.002	0.049	<0.0005		2.0	<0.0005						<0.0002	

: 基準超過 単位: mg/L

地域	市町村名	地区名	井戸番号	六価クロム	砒素	ジクロロメ タン	四塩化炭素	1,2-ジクロロ エタン	1,1-ジクロロ エチレン	1,2-ジクロロ エチレン	1,1,1-トリク ロロエタン	1,1,2-トリク ロロエタン	トリクロロエチレ ン	テトラクロロエチ レン	- 1,3-ジクロロ プロペン	ベンゼン	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	ふっ素	ほう素	クロロエチレン(別名塩化 ビニル又は 塩化ビニル モノマー)
	;	也下水環境基準値	直	0.05以下	0.01以下	0.02以下	0.002以下	0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下	0.002以下	0.01以下	10以下 (0.8以下	1以下	0.002以下 0.05以下
		堀兼	061811						<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	0.015			7.4			<0.0002
		堀兼	061817														13			
	狭山市	北入曽	051705														6.8			
			061701						<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	0.0052						<0.0002
		広瀬東	061502				(0.0000		<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	<0.0005						<0.0002
		狭山ヶ原 	031405				<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	0.0024			0.0			<0.0002
		野田 上藤沢	051422 031506	 													6.0			
	入間市	工廠バ 扇町屋	031500														8.5 16			
	 	新光	051412※				<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	0.032			10			<0.0002
		新光	051416%				<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	0.0040						<0.0002
		三原	032305				<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	<0.0005						<0.0002
	朝霞市	 膝折町	022303				,,,,,,,,		10.002	10.00			(6100)	10.000			18			(0.0002
		上宗岡	052302	1													10			
	志木市	柏町	042202				<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		0.001	0.0071						<0.0002
		白子	012506				<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	0.017						<0.0002
】 西部地域		下新倉	022507				<0.0002		<0.002	0.006	<0.0005		0.006	<0.0005						<0.0002
四印地埃	ווישל אין	新倉	022404														8.0			
		南	012413														10			
	 新座市	野火止	022205														10			
		中野	032128														10			
	富士見市	下南畑	062201														12			
	日高市	新堀	081304														5.2			
	1.1.2.1.	下大谷沢	081504				<0.0002		<0.002	0.024	<0.0005		0.002	0.0006						0.0058
		鱼久保	051910				(0.0000		(0.000	(0.004	(0.0005		(0.004	(0.0005			11			(0.0000
		福岡	072110				<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	<0.0005						<0.0002
		西原	072111				<0.0002		<0.002	<0.004	0.0005		<0.001	0.029						<0.0002
	ふじみ野市	上福岡 川崎	062003 082020				<0.0002 <0.0002		<0.002 <0.002	<0.004 <0.004	<0.0005 0.0006		<0.001 <0.001	0.040 0.033	_					<0.0002 <0.0002
			082020				0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		0.001	<0.0005						<0.0002
	 		072113				0.011		\0.002	\0.004	\0.0003		0.001	\0.0003			11			\0.0002
		北永井	042000				<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	<0.0005						<0.0002
	三芳町	藤久保	042113				<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		0.001	0.012						<0.0002
		竹間沢	042125				,,,,,,,,		10.002	10.00	101000		0.001	0.072			11			(0.0002
		箭弓町	161500	1			<0.0002		<0.002	0.013	<0.0005		0.002	0.001						<0.0002
	Ī	若松町	161610				<0.0002		0.013	0.012	0.039		0.014	0.001						<0.0002
		松葉町	171500	0.43																
		松葉町	171511														7.7			
		野田	181500																5.9	
	│ 東松山市 │	大谷	191502														5.6			
		石橋	161539														7.8			
		柏崎	161702	0.005			(0.0000		(0.000	0.047	0.010		0.040	(0.0005			10			(0.0000
		神明町	161516	0.005			<0.0002		<0.002	0.017	0.018		0.019	<0.0005			 			<0.0002
		新郷	171405 151502				0.087		0.082	2.1	0.008		0.60	0.017	_		11			0.087
東松山地域	坂戸市	西本宿 沢木	131502														6.3			
	鶴ヶ島市		111507														8.5			
	時が高い		111307														4.6			
	- 毛呂山町	 滝の入	111105														1.5	6.4	37	
	"-",	<u> </u>	111112														 	<0.02	0.04	
	ш.т.т.	杉山	181204														16	· · · - -		
	嵐山町		151302														9.2			
	川島町	畑中	141901		0.12															
		今泉	171933		0.068										L_					
	吉見町	丸貫	171901		0.022															
		前河内	161804		0.039															
		蒔田	170304														6.4			
		中村町	140306				<0.0002		<0.002	<0.004	<0.0005		<0.001	0.0017						<0.0002
秩父地域	秩父市	山田	150402				<0.0002		<0.002	0.004	0.0006		0.001	<0.0005						<0.0002
	<u> </u>	伊古田	170204												1		26			
		下吉田	170003														5.9			

: 基準超過 単位: mg/L

地域	市町村名	地区名		六価クロム	砒素	ジクロロメ タン	四塩化炭素	1,2-ジクロロ エタン	1,1-ジクロロ エチレン	1,2-ジクロロ エチレン	1,1,1-トリク ロロエタン	1,1,2-トリク ロロエタン	トリクロロエチレ ン	テトラクロロエチ レン	1,3-ジクロロ プロペン	ベンゼン	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	ふっ素	ほう素	クロロエチレン(別名塩化 ビニル又は 塩化ビニル モノマー)	1,4-ジオキ
		地下水環境基準値	直	0.05以下	0.01以下	0.02以下	0.002以下	0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下	0.002以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下	0.002以下	0.05以下
	熊谷市	三ヶ尻	241202														10				
	38 H 113	玉作	201604		0.022																
		北堀	280707														13				
	本庄市	西五十子	280806														8.9				igwdown
	1 121	若泉	290702														6.9				
		児玉町共栄	270502														4.9				
		折之口	241133	_			<0.0002		<0.002	0.033	0.012		0.008	0.23			1.5			<0.0002	\vdash
		折之口	241139				(0.0000		(0.000	(0.004	0.0005		0.004	(0.0005			12			(0.0000	+
		人見	241100				<0.0002		<0.002	<0.004	0.0005		0.001	<0.0005			7.0			<0.0002	\vdash
		人見	241140														7.3				
		上柴町西 高畑	251102	+													17				\vdash
			271105 240902	+													9.2				\vdash
		大谷	241009														89				\vdash
		田所町	261102	+													16				
		谷之	261219														26				
	深谷市	岡	270904														14				
北部地域		 榛沢	270800		0.046																
		山河	260910		0.0.70												27				
		長在家	231104														7.1				
		長在家	231107														12				
		北根	231000														10				
		武蔵野	230908														58				
		小前田	220911														6.4				
		成塚	281120														18				
		榛沢新田	270815														31				
		荒川	220917	_													7.8				\vdash
	* = -	古郡	250702														6.4				
	美里町	白石 関	240603 260703														6.5		1 1		
	上里町	 七本木	290613														8.1		1.1		\vdash
	工主叫	用土	230803														5.9				\vdash
	寄居町	用土	230811														10				
		富田	210903														8.0				
	八潮市	木曽根	043405		0.048												0.0				
†# W 1/L 1 -L	三郷市	彦川戸	053302		0.023																
越谷地域	吉川市	上笹塚	093406		0.006																
	松伏町	田中	103202														6.1				
		酒巻	261803		0.002																
	行田市	長野	221907														9.5				
	1,121,1	真名板	222102		0.031																
		渡柳	211912	<u> </u>													11				
	加須市	川口	212604	 	0.015		-										0.0				
	-	鴻茎	202305	1													6.2				\vdash
東部地域	春日部市	 米島 飯沼	133200 123201														6.2				
米印地埃	1年口印印		123201	+			-										19 16				
			132701														8.3				
	蓮田市		162401	+			 										10				
		エ <u>ーガ</u> 高岩	162702	<u> </u>			 										16				
	白岡市	下大崎	172506														5.0				
	e /v m-	東粂原	162807	<u> </u>			<u> </u>										13				
	宮代町	西原	152804														11				
						1							1								

| 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007 | 1 132007